

公示番号：190063

国名：ギニア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：：国産米品質向上プロジェクト 詳細計画策定調査（種子生産／栽培／収穫後処理）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：種子生産／栽培／収穫後処理
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年6月上旬から2019年11月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.80M/M、現地 1.40M/M、合計 2.20M/M
- (3) 業務日数：

国内準備	第一回現地業務	国内整理（中間）	第二回現地業務	国内整理（最終）
3日間	21日間	10日間	21日間	3日間

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月24日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年5月21日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点

④その他学位、資格等

16 点
(計 100 点)

類似業務	種子生産・栽培・収穫後処理に係る各種調査
対象国／類似地域	ギニア／全途上国
語学の種類	英語もしくは仏語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱予防接種

6. 業務の背景

(1) 当該国における農業セクターの開発実績（現状）と課題

ギニア共和国(以下、「ギニア」)において、農業は2018年時点の国内総生産(GDP)の16.4%を占め、就労人口の68%が従事している重要な産業である¹。特に、コメ生産は農業の中でも主要な作物であり²³、伝統的にコメを主食とするギニアでは、国民の一人当たりコメ年間消費量は100 kg/人⁴と、国内におけるコメの需要は極めて高い。しかしコメ自給率は、2015年時点85.7%⁵であり、国産米で賄えないコメ需要量である約50万トンは、未だ国外からの輸入米に頼っている⁶。

国産米が国内のコメ需要を満たせない原因としては、優良種子の生産、栽培工程、加工や収穫後処理等、コメバリューチェーンの各段階における技術的な未熟さが起因すると報告されている⁷。特に、収穫後処理におけるコメ損失率は15%⁸と極めて高く、収穫後処理プロセスの見直しと改善は、政策目標の達成には必須であると考えられる。また、複数の関連政策において「市場へのアクセス改善とバリューチェーン強化」が常に主要戦略とされていることから、消費者のニーズを考慮した生産・加工・収穫後処理の重要性が示されている。一方で、コメ生産者間（農家、精米業者、加工業者、仲介業者等）の情報の不均衡が、国産米が輸入米に対抗する機会を妨げる要因の一つになっている⁹。

(2) 当該国における農業セクターの開発政策と本事業の位置づけ

ギニア政府は2016年、国家政策として「食料安全保障および経済改革、貧困削減の推進のための農業開発国家政策（Politique National de Développement Agricole: PNDA）（2017年～2025年）」を策定し、主に3つの柱¹⁰を掲げた。また、このPNDAに基づき、「食料の安全保障と栄養・持続的な農業開発急進プログラム（Programme

¹ 「World Bank, World Development Indicators, 2019」より。

² 「農業統計機構（Agence National des Statistique Agricole et Alimentaires : ANASA）、2015年」によると、稲作面積は食用作物の栽培面積360万ha中47%を占めている。

³ 「JICA 農業開発管理アドバイザー専門家業務完了報告書、2018年」によると、4種は丘陵地の陸稲・パフォン稲作・平地水田稲作・マングローブ稲作、単収は1,170kg/ha、総収量は210万トンである。

⁴ 「農業開発国家政策2017-2020（Politique National de Développement Agricole : PNDA）、2016年」より。

⁵ 「JICA 農業開発管理アドバイザー専門家業務完了報告書、2018年」より。

⁶ 「農業統計機構（ANASA）、2015年」および「ギニア農産物情報システム（SIPAG）、2017年」より。

⁷ 「JICA 農業開発管理アドバイザー専門家業務完了報告書、2018年」より。

⁸ 「農業投資・食料安全保障・栄養国家計画2018年～2025年（PNIASAN）、2017年」より。

⁹ 「JICA 農業開発管理アドバイザー専門家業務完了報告書、2018年」より。

¹⁰ 1) 市場へのアクセス改善、2) 生産性の向上、3) ガバナンスの効率化

Accélééré de Sécurité Alimentaire et Nutritionnelle et de Développement Agricole Durable de la Guinée : PASANDAD) (2017年～2020年)」が実施されており、農業・畜産・水産の各分野のバリューチェーン強化と作物の付加価値化による第一次産業の年間成長率6.5%を達成することを目標としている。

翌2017年には、PNDAに基づいた食料安全保障強化プログラムという位置づけて、「農業投資・食料安全保障・栄養国家計画 (Plan National d'Investissement Agricole et de Sécurité Alimentaire et Nutritionnelle : PNIASAN) (2018年～2025年)」が発表された。PNIASANでは、主に5つのプログラム¹¹が定められており、食料安全保障と栄養に対する効果的な取り組みによる脆弱層のレジリエンスへの貢献を目的としている。特に、2020年にはコメ自給率102.4%、2025年には162.9%を達成することを目指している¹²。

(3) 農業セクターに対する我が国及びJICAの援助方針と実績

対ギニア共和国国別開発協力方針(2017年10月)では、重点分野として食料安全保障が掲げられており、主食である米の増産をはじめとした農業生産性の向上やバリューチェーン強化に資する支援を行うこととしている。

また、JICAが他ドナーとともに推進している「アフリカ稲作振興のための共同体 (Coalition for African Rice Development : CARD)」では、ギニアを含めたサブサハラアフリカのコメ生産量倍増を目指しており、ギニアはCARDの支援を受け2009年に「国別稲作開発戦略 (National Rice Development Strategy : NRDS)」を作成した。ギニアは2019年に開始されたCARDフェーズ2の対象国でもあるため、現在は上記国家政策の更新に伴い、現在第二期NRDSを策定中である。

この状況下、ギニア国政府は2018年8月に我が国に対し、国産米の質と流通が改善されることを目標とした技術協力プロジェクトとして、「国産米品質向上プロジェクト」を要請した。同プロジェクトは、国内消費者の需要を考慮したコメ生産技術・収穫後処理技術を強化することで、生産性向上と市場アクセス改善を図り、国産米の国内流通量増大を達成することをもって、ギニアの長期的な食料安全保障強化に貢献することを目的としている。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書(案)を含めた報告書(案)全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2019年6月上旬)

① 要請背景・内容を把握 (要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)

¹¹ 1) 慣行農法の改善とインフラ・生産設備の近代化による生産性向上、2) 市場へのアクセス改善とバリューチェーン強化、3) 農業セクターのレジリエンス強化による脆弱層の食料安全保障と栄養改善、4) 農業セクターにおける人材開発と若年層と女性の育成、5) ガバナンスと農業セクター支援の改善

¹² 「農業投資・食料安全保障・栄養国家計画 2018年～2025年 (PNIASAN)、2017年」より。

の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、第一回現地調査の調査計画を立てる。

- ② ギニア側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（和文・英文もしくは仏文）を他の業務従事者と協力して作成する。（この質問票（案）は、現地渡航の際の聞き取り時に、当ポストのコンサルタントが用いる想定である。）
- ③ プロジェクトの Project Design Matrix（以下「PDM」）案、Plan of Operations（以下「PO」）案の、担当分野関連部分を検討する。
- ④ 調査団打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。

（2）第一回現地調査期間（2019年6月上旬～6月下旬）

- ① JICA ギニアフィールドオフィス（以下「FO」）、ギニア側関係機関等との打合せに参加する。
- ② 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - コメの収穫後処理（加工・精米等を含む）における各プロセスの課題を抽出し、特に収穫後処理における15%のロスがどの段階で発生しているか調査する。
 - 稲作における種子生産・栽培・収穫後処理における各プロセスの課題を抽出する。
 - NRDSの達成状況の確認、および第2期NRDSの進捗を確認する。
 - 現行の政策（PNDA、PNIASAN、PASANDAD他）、関係政策文書における、種子生産・栽培・収穫後処理に関する項目のうち、進捗状況等を評価・分析する。
 - 過去の政策（PNISA他）、過去の政策のうち、種子生産・栽培・収穫後処理に関する項目の結果を評価・分析する。
 - 関係ドナー、現地コンサルタント等に関する情報を収集する。
- ③ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、支援する。
- ④ PDM案、PO案の作成に協力する。また全体の取りまとめに協力する。
- ⑤ 担当分野に係る現地調査結果をJICAギニアFO、ギニア側関係機関等に報告する。

（3）国内整理期間（中間）（2019年7月～9月の間いずれか10日間）

- ① 7月～8月のいずれか数日間で、第一回現地調査の結果を、「市場／マーケティング」団員と取り纏める。
- ② 9月上旬の数日間で、上記①を基に、「評価分析」団員を含めて第一回現地調査の結果について検討し、第二回現地調査の計画を立てる。
- ③ プロジェクトのPDM案、PO案の担当分野関連部分の検討を開始する。
- ④ 調査団内打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。

（4）第二回現地調査期間（2019年9月下旬～10月上旬）

- ① JICAギニアFO、ギニア側関係機関等との打合せに参加する。
- ② 第一回現地調査以降において追加すべき、担当分野に係る情報・資料を収集し、分析する。

- ③ プロジェクトの活動のための投入等を協議する。
- ④ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ギニア FO、ギニア側関係機関等に説明する。
- ⑤ PDM 案、PO 案の検討に協力する。
- ⑥ 評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）について、担当分野の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。

(5) 国内整理期間（最終）（2019 年 10 月中旬～2019 年 10 月下旬）

- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 「詳細計画調査報告書（案）」の担当分野を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成したものを含めた全体の取りまとめに協力する。
- ③ 「事業事前評価表（案）」（和文）の作成に担当分野の観点から協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 「業務完了報告書」（和文）
上記に、担当分野に係る「詳細計画策定調査報告書（案）」（和文）を添付し、2019 年 10 月 31 日までに電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みません（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒アディスアベバ／ドバイ⇒コナクリ⇒アディスアベバ／ドバイ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、第一回現地業務は2019年6月9日～2019年6月29日および、第二回現地業務は2019年9月22日～2019年10月12日を予定しています。本業務従事者は、第一回および第二回現地業務時にはJICAの調査団員に1週間先行して現地業務を開始することを予定しています。

なお、上記渡航日程は変更の可能性もあります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 稲作（JICA）
- ウ) 協力企画（JICA）

- エ) 種子生産／栽培／収穫後処理（本業務従事者）
- オ) 市場／マーケティング（JICAが別途契約するコンサルタント）
- カ) 評価分析（JICAが別途契約するコンサルタント）※第二回現地調査のみ参团

③便宜供与内容

JICAギニアFOによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳傭上
あり
- オ) 現地日程のアレンジ
JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム（TEL:03-5226-3158）にて配布します。
 - ・本プロジェクト要請書
 - ・農業開発管理アドバイザー専門家業務完了報告書（2018年）
 - ・農業投資・食料安全保障・栄養国家計画（仏語）(Plan National d'Investissement Agricole et de Sécurité Alimentaire et Nutritionnelle : PNIASAN) 2018年～2025年（2017年）
 - ②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール：
 - ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。
- 「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ギニア FO などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同 FO と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同 FO と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上